

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、「群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業」を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定に係る客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 20 日

群馬県知事 山本 一太

群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業

特定事業の選定

令和5年12月

群馬県

<目 次>

第1	はじめに	1
第2	評価の内容	1
1	評価の方法	1
2	定量的な評価	1
3	定性的な評価	2
4	総合的な評価	3

第1 はじめに

群馬県（以下「県」という。）は、令和5年6月13日に公表した「(仮称)群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業実施方針（以下「実施方針」という。）」において定めた本施設の整備運営事業（以下「本事業」という。）をPFI法第7条に基づき特定事業（以下「特定事業」という。）として選定するに当たり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り実施方針の定めに従う。

第2 評価の内容

1 評価の方法

(1) 選定の基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた県の財政負担額の軽減を期待できること、又は、県の財政負担額が同一の水準にある場合においてサービス水準の向上が期待できることを選定の条件とした。

(2) 定量的な評価

県の財政負担見込額の算定にあたっては、民間事業者からの税収等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することで評価を行った。

(3) 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業をPFI方式として実施する場合の定性的な評価を行った。

2 定量的な評価

(1) 定量的評価の前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合の県の財政負担額とPFI方式により実施する場合の県の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、VFMを算定する上で、県が独自に設定したものであり、入札における実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

項目	県が自ら実施する場合の費用の項目	PFI方式により実施する場合の費用の項目	算出根拠
設計・建設段階の費用	設計費、工事監理費、建設費、備品購入費		○県が自ら実施する場合 ・類似施設の実績等より設定 ○PFIにより実施する場合 ・県が自ら実施する場合に比べ一定割合の縮減効果等が実現するものとして設定
開業準備段階の費用	開業準備業務費		
運営・維持管理段階の費用	運営費、維持管理費、光熱水費、修繕・更新費等		
利用者からの収入	利用料金収入		○既存施設の実績、本事業の条件、将来人口予測等を踏まえ設定
資金調達方法（財源）	交付金等 起債 一般財源	【事業者】 金融機関からの借入 自己資本 【県】 交付金等	○県が自ら実施する場合 【起債の条件】 ・施設整備費から交付金等を控除した金額の90% ・償還期間：20年

項目	県が自ら実施する場合の費用の項目	PFI方式により実施する場合の費用の項目	算出根拠
		起債 一般財源	<ul style="list-style-type: none"> 償還方法：元利均等方式 利率：起債利率の近年動向を踏まえて設定 ○PFIにより実施する場合 【県】 <ul style="list-style-type: none"> 県が自ら実施する場合と同様 【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> 借入金 自己資本
その他費用	起債利息	起債利息、銀行借入利息、公租公課、SPC関連費、アドバイザー費	○PFIにより実施する場合 <ul style="list-style-type: none"> SPC設立に伴う費用、経費、税・配当等及びPFI方式実施に係るアドバイザー費用等を計上
共通条件	割引率：0.73%（国債金利（10年）の過去20年平均を採用）		

(2) 算出方法及び評価結果

上記の前提条件を基に、県が自ら実施した場合の県の財政負担額とPFI方式により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたって年度別に算出し、現在価値換算額で比較すると以下の表のとおりとなる。

PFI方式より実施する場合、県が自ら実施した場合と比較して、4.4%の財政負担額の軽減が見込まれる。

項目	値
①県が自ら実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	14,939 百万円
②PFI方式により実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	14,286 百万円
③VFM（金額）	653 百万円
④VFM（割合）	4.4%

3 定性的な評価

本事業をPFI事業として実施することにより、定量的な効果である県の財政負担額の軽減に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 効果的・効率的な施設整備、運営・維持管理の実施

PFI方式では、設計、建設、運営、維持管理の各業務を一括して事業者任せのため、各業務を個別に発注する場合と比較して実際の運営、維持管理を視野にいたした施設整備が可能となり、事業期間を通じた効率的かつ効果的な運営、維持管理が期待できる。

(2) 民間への最適なリスク移転とリスク管理の最適化

本事業を県が自ら実施する場合においては、県が大半のリスクを負担するが、PFI方式では、「リスクを最も適切に管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方のもと、発生するリスクをあらかじめ想定し、その責任分担の一部を事業者に移転することによって、民間事業者の持つノウハウが発揮され、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の効率的な遂行や安定した事業の実施が期待できる。

(3) 利用者へのサービス向上

本施設は、屋内 50m公認プールと飛込兼 25mプールを備えた施設であり、年間を通じて一般県民からアスリートまで幅広い利用が見込まれるが、運営・維持管理において民間事業者が有する専門的知識やノウハウを長期にわたり活用することで、各利用者ニーズに応じたきめ細かなサービスの継続的な提供が可能となり、県民の健康増進・生きがいづくりやスポーツを通じた共生社会の推進、競技力向上につながるサービス水準の向上が期待できる。

(4) 自由提案事業の実施による相乗効果

県が要求するサービス水準のほか、スポーツ教室の実施や各種イベントの開催等の自由提案事業の実施による相乗効果により、本施設のより一層の利用促進が図られるとともに、利用者の利便性の向上やまちづくりの促進、にぎわいの創出に寄与することが期待できる。

4 総合的評価

本事業は、PFI 方式によって実施することにより、県が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において 4.4%の県の財政負担額の軽減が見込むことができ、効率的な施設整備、運営・維持管理の実施等の定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。